

## 社会福祉法人旭川隣保会 行動計画

平成26年4月1日

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成26年4月～ 母性健康管理についての情報収集
- 平成27年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成26年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布